

消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱

平成31年2月22日消防地第70号
最終改正 令和3年4月1日消防地第117号

（通則）

第1条 消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号。以下「交付規則」という。）及びその他の法令の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

（目的）

第2条 この補助金は、地方公共団体における消防団の災害対応能力の向上を図るための設備の整備を促進することを目的とする。

（補助対象設備）

第3条 補助金の交付の対象となる消防団の災害対応能力の向上を図るための設備（以下「補助対象設備」という。）は、次に掲げるものとする。

一 救急救助用器具

- ア 自動体外式除細動器
- イ 油圧切断機
- ウ エンジンカッター
- エ チェーンソー
- オ ジャッキ

二 夜間活動用器具

- ア 投光器
- イ 発電機

三 水災用器具又は水難救助用器具

- ア 排水ポンプ
- イ ボート
- ウ 浮環
- エ フローティングロープ

四 安全装備品

- ア 防塵メガネ
- イ 防塵マスク
- ウ 耐切創性手袋
- エ 救命胴衣
- オ 切創防止用保護衣

五 トランシーバー（特定小電力無線局又はデジタル簡易無線局の携帯用無線機をいう。）
（補助対象設備の規格）

第4条 補助対象設備は、すべて新規製品でなければならない。

（補助事業の対象者）

第5条 補助金の交付を受けることができる地方公共団体は、市町村（特別区、市町村の加入する一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）とする。

（補助率）

第6条 補助金の補助率は、予算の範囲内で補助対象設備の整備費の3分の1以内とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする地方公共団体は、交付申請書を、都道府県知事を経由して消防庁長官に提出しなければならない。

2 交付申請書の様式及び当該交付申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- （1）交付申請書の様式は別記様式第1によるものとする。
- （2）交付申請書の提出部数は、2部（消防庁用正本1部、都道府県用副本1部）とする。
- （3）当該交付申請書に添付すべき書類は、別表第1のとおりとする。

3 都道府県知事は、第1項の交付申請書を受理したときは内容を審査し、別記様式第2による補助金交付調書に必要事項を記載のうえ、当該調書の写しを1部添付して消防庁長官に提出しなければならない。

（補助金交付調書）

第8条 都道府県知事は、前条第3項の補助金交付調書を補助金の額の確定等の記録のために保管しなければならない。

（交付の決定等）

第9条 消防庁長官は、第7条の規定により交付申請書の提出があった場合には、法令及び予算の定めるところに従い、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定するとともに交付の申請があった地方公共団体に対して交付決定の通知をする。

2 総務大臣は都道府県の支出負担行為担当官（消防主管部長）に対し、支出負担行為計画の示達を行うものとする。

（交付の条件）

第10条 適正化法第7条及び交付規則第4条の規定に基づき、補助事業に係る次の内容を変

更する場合には、補助金の交付の決定を受けた地方公共団体（以下「補助事業者」という。）は、別記様式第3により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

ア 補助対象設備の種類又は補助金額を変更する場合

イ 補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合

2 前項の規定にかかわらず、同一の市街地（消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第2条第1号に規定する市街地をいう。以下同じ。）又は準市街地（消防力の整備指針第2条第2号に規定する準市街地をいう。以下同じ。）内において補助対象設備の配置又は設置場所を変更する場合には、同項の規定に基づく承認を受けることを要しないものとする。

3 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第4により申請し、消防庁長官の承認を受けることを要するものとする。

4 補助事業が交付申請書に記載した補助事業完了の予定日より遅延する場合には、当該年度内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは消防庁長官に、その他のときは都道府県知事に、別記様式第5により速やかに報告してその指示を求めるものとする。

5 補助金により取得した補助対象設備は、補助事業完了後においても補助金の交付の目的に従い、善良なる管理者の注意をもって効率的に運営管理しなければならない。

6 都道府県知事は、補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生ずると認められた場合において、適正化法第7条第2項の規定に基づき、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきことを命ずることができる。

7 都道府県知事は、第1項又は第3項の規定に基づき、変更等があったとき及び前項に照らし必要があると認めるときは、第8条の補助金交付調書の都道府県知事保管分に必要事項を記録しなければならない。

（申請の取下げ）

第11条 適正化法第9条第1項の規定に基づく申請の取下げをすることができる期限は、交付の決定の通知を受けた日から起算して20日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、都道府県知事に申し出ることによって行うものとする。

3 都道府県知事は、前項の申出があったときは、速やかに消防庁長官に報告しなければならない。

（補助事業の遂行）

第12条 補助事業者は、適正化法第3条の趣旨に従い、補助金の公正かつ効率的使用と補助事業の誠実な執行に努めるとともに、適正化法第12条及び交付規則第6条の規定に基づき、

補助事業の遂行の状況に関し、都道府県知事に必要に応じ報告しなければならない。

- 2 都道府県知事は、適正化法第13条第1項の規定に基づき、補助事業者が補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件に従って補助事業を遂行していないと認めるときは、その者に対し、これらに従って遂行すべきことを命ずることができる。
- 3 都道府県知事は、適正化法第13条第2項の規定に基づき、補助事業者が前項の命令に違反したときは、その者に対し補助事業の遂行の一時停止を命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前2項の命令に当たっては、適正化法第24条の規定に留意しなければならない。
- 5 都道府県知事は、第2項及び第3項の命令に当たっては、必要に応じ消防庁長官に報告を行い、指示を求めることができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業を完了し、又は廃止した場合には、適正化法第14条の規定に基づき、実績報告書を別記様式第6により都道府県知事に正本1部を提出しなければならない。

- 2 前項の報告書には、別表第1に掲げる書類を添付すること。ただし、既提出書類とその内容が全く同一の書類については、添付することを要しない。

(実績報告書の提出期限)

第14条 実績報告書の提出期限については、適正化法第14条前段の場合にあっては、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1月以内又はその翌年度の4月5日までのいずれか早い日とし、適正化法第14条後段の場合にあっては、翌年度の4月30日とする。

(是正のための措置)

第15条 都道府県知事は、適正化法第16条の規定に基づき、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に命ずることができる。

(補助金の額の確定)

第16条 都道府県知事は、実績報告書による審査等のうえ、速やかに補助金の額の確定を行い補助事業者別に別記様式第7により通知しなければならない。

- 2 補助金の確定額は、補助事業ごとの経費の配分に対応する実支出額に第6条に定める補助率を乗じて得た額又は当該配分された経費に対応する補助金の額のうちいずれか少ない額の合計額とする。
- 3 都道府県知事は第1項の補助金を確定し補助事業者等に確定通知を行うときは、第8条に定める補助金交付調書の都道府県知事保管分に記録し、別記様式第8により、消防庁長官に速やかに報告するものとし、都道府県の支出負担行為担当官は総務大臣から精算のため

の支払計画の示達を受けるものとする。

- 4 補助金の額の確定の通知は、実績報告書の受理後20日以内に行うものとする。
- 5 都道府県知事は確定を行った後、別記様式第9の実績報告検収調書に記入し、補助金交付調書と共に保管しなければならない。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県における最終の補助金の額を確定し報告する際には、実績報告検収調書の写しを消防庁長官に送付するものとする。

(補助金の返還の期限)

第17条 補助金の返還の期限については、適正化法第18条第1項の場合にあっては、補助金の交付の決定の取消の通知の日から20日以内とし、適正化法第18条第2項の場合にあっては、補助金の額の確定の通知の日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、補助事業者の議会の議決を必要とする場合で、かつ本文の期限により難しい場合には、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で消防庁長官が定める日以内とすることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 適正化法施行令第13条の規定に基づき処分の制限を受ける財産は、補助対象設備のうち、単価50万円以上のものとする。

- 2 補助事業により取得した財産の管理者は、補助事業により取得した財産を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け若しくは担保に供しようとする場合又は交付規則第8条に規定する期間内に廃棄しようとする場合には、適正化法第22条の規定に基づき、都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があった場合には、適正化法第7条第2項の規定に基づき、消防庁長官は、その収入の一部を国に納付させることができるものとする。

(補助事業及び補助事業により取得した財産の承継等)

第19条 補助事業者（補助事業により取得した財産の管理者を含む。）の変更については、交付規則に定める当該財産の処分制限期間内は、都道府県知事を経由して消防庁長官に届け出なければならない。

- 2 補助事業により取得した財産の配置又は設置場所（同一の市街地又は準市街地内において変更する場合を除く。）の変更については、交付規則に定める当該財産の処分制限期間内は、都道府県知事を経由して消防庁長官の承認を受けなければならない。
- 3 前条第1項に定める財産以外の財産の処分については、交付規則に定める当該財産の処分制限期間内は、理由を付して都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 都道府県知事は前条及び前3項の処分等があった場合には第8条の補助金交付調書に記録しなければならない。

(補助事業の検査等)

第20条 補助事業は、補助事業者の定める財務規則等に基づく検収又は竣工検査に合格のうえ完了するものとし、補助事業者は財産台帳に記録するとともに、仕様書又は構造図等関係書類を必要に応じ保管しなければならない。

2 総務大臣又は都道府県知事は、適正化法第23条の規定に基づき補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは職員をして検査等をさせることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票（別記様式第10）を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(その他)

第21条 補助対象設備の規格の細目その他の必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請を行った事業に対する補助金について適用し、同日前に交付申請を行った事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年12月13日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付申請を行った事業に対する補助金について適用し、同日前に交付申請を行った事業に対する補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第 1

添付書類一覧表

<p>交付申請書に添付する書類</p>	<p>仕様書</p>
<p>実績報告書に添付する書類</p>	<p>契約書の写又は請書の写</p>
	<p>納品書の写</p>
	<p>検収調書の写</p>
	<p>設備及びその配置又は設置場所を明示する写真</p>

消防庁長官 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
の交付申請書令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の交
付を受けたいので、次のとおり申請する。

- 1 補助事業の目的
- 2 補助事業の内容、総事業費及び補助金額

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数 量	総事業費	補助対象 事 業 費	補助金額
計					

- 3 契約の方法、契約の予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備 考
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類

※記載上の注意

ア 補助事業名欄には、正確に記載すること。

(例) 救急救助用器具 (エンジンカッター)
トランシーバー

イ 同一補助事業名のものを2以上購入しようとする場合において、配置又は設置場所及び数量を異にする場合は、それぞれ行を異にして記載し、備考欄に配置又は設置場所を記載すること。

ウ 配置又は設置場所欄は、配置又は設置する消防団名(〇〇消防団〇〇分団第〇部等)を記載すること。

エ 総事業費欄には、単独事業部分を含めた事業費をそれぞれ記載し、千円未満の端数は切り捨てること。

オ 契約の方法欄は、競争入札又は随意契約の別を記載すること。

カ 補助事業の完了の予定日欄に記載する補助事業の完了の日は、必要な検査証等の交付された日又は検収の日のうち、いずれか遅い日とする。

補助金交付調書（ 年度）

都道府県名

（単位：千円）

地方公共 団体名	補 助 対 象 設備の 種 類	配置（設 置）場所	数量	補助 金額	交付決 定番号	交 付 決 定 年月日	変更内容 廃止理由	変更等承 認年月日	補 助 対 象 事業に係る 実 支 出 額	確定額	確定 番号	確 定 年月日	処分制限 期間

- (注) 1 補助対象設備の種類については、交付申請書の補助事業名欄の記載例により記入すること。
 2 配置（設置）場所については、交付申請書の配置又は設置場所の記載例により記入すること。
 3 本調書は1部を消防庁長官に交付申請書を提出する際に提出し、1部を都道府県知事が保管し、変更承認等必要事項の記録、補助金の額の確定の記録、財産処分等の記録に使用するものである。

番 号
年 月 日

消防庁長官 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
に係る事業内容の変更承認申請書

1 補助事業の内容を変更しようとする理由

2 変更しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額
全 体 計		変更後			
		変更前			

※備考 変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。なお、全体計欄には、変更前に係る全体の数値を下段に表示し、変更後に係る全体の数値を上段に表示すること。

3 変更しようとする契約の方法、契約予定日及び補助事業完了の予定日

補助事業名	契約の方法	契約予定日	補助事業完了の 予 定 日	備考
		承認の日から 日以内	契約の日から 日以内	
		交付決定の日から 日以内	契約の日から 日以内	

- 4 添付書類（交付申請書に添付した書類のうち変更事項に係る書類を添付すること。）
 (1) 仕様書（申請書の様式にしたがって作成し、変更前の部分を下段に表示し、変更後の部分を上段に表示することとし、二段書とすること。）

※記載上の注意

変更しようとする設備についてのみ記載するものとするが、全体計欄には、交付申請書に記載した補助金額の総額を記載すること。

番 号
年 月 日

消防庁長官 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
に係る事業の $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ の承認申請書

令和 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された令和 年度消防団
設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）に係る事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$

したいので、消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付
要綱第10条第3項の規定に基づき、次の通り申請する。

1 補助事業を $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする理由

2 $\left(\begin{array}{c} \text{中止} \\ \text{廃止} \end{array} \right)$ しようとする補助事業の内容

(単位：千円)

補助事業名	配置又は 設置場所	数量	総事業費	補助対象 事業費	補助金額

番 号
年 月 日

〔消防庁長官〕
〔都道府県知事〕 殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
に係る事業の遅延報告について

令和 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された令和 年度消防団
設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）について

〔事業が予定の期間内に完了し難くなった〕
〔事業が年度内に完了し難くなった〕
〔事業の遂行が困難となった〕
ので、消防団設備整備費補助金（消防団救
助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱第10条第4項の規定に基づき報告する。

1 〔予定の期間まで〕
〔年 度 内〕に完了しない理由（補助事業の遂行が困難となった場合を含む。）

2 補助事業の遂行の経過

3 契約（予定）日及び補助事業の完了予定日

補助事業名	契約（予定）日	補助事業の完了予定日	摘要

※備考 変更後に係るものを上段に、当初申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。

番 号
年 月 日

都道府県知事殿

補助事業者の名称

その長の職、氏名

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で申請し、令和 年 月 日付け消防指第 号により交付決定された令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）に係る補助事業につき、
完 了
廃 止
会計年度が終了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、次のとおり報告する。

1 補助事業の内容

補助事業名	配置又は設置場所	数量	変更の有無	摘要

2 補助事業ごとに確定を受けようとする補助金の額

（単位：千円）

補助事業名	総事業費	補助対象事業費	補助金額
計			

3 契約の方法、契約日及び補助事業完了日

補助事業名	契約の方法	契約日	完了日

4 補助事業が年度内に完了しない場合における翌年度以降の補助事業の遂行に関する計画

5 添付書類

記載上の注意

- ア 記載方法は、交付申請書の記載例によること。
- イ 完了に係るものを上段に、申請に係るものを下段に表示することとし、二段書とすること。
- ウ 補助事業の内容の表中「変更の有無」の欄には、消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱第10条第2項に規定する変更の有無を記載し、変更がある場合には当該変更の内容を記載した書類を添付すること。

番 号
年 月 日

殿

都道府県知事

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号により報告された令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）の額は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定に基づき、金〇〇〇千円に確定したので通知する。

番 号
年 月 日

消防庁長官 殿

都道府県知事

令和 年度消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）
の確定について（報告）

標記補助について、今回次のとおり補助金の額を確定したので、消防団設備整備費補助金（消防団救助能力向上資機材緊急整備事業）交付要綱第16条第3項の規定に基づき報告する。

1 確定状況（第 回）

（単位：千円）

交付決定額 ①	前回までの 確定額 ②	今回確定額 ③	確定総額 ② + ③	確定減額	残額 ① - ② - ③

2 今回確定内訳

（単位：千円）

団体名	設備の種類	配置又は 設置場所	交付決定額	確定額	確定減額
合 計					

（注）記載に当たっては、設備の種類ごとにまとめずに一件ごとに記載すること。

3 別添 実績報告検収調書（最終回のみ）

別記様式第9

実績報告検収調書（年度）

地方 公共 団体名	補助 対象 設備の 種類	配置 (設置) 場所	契約 年月日	補助 事業 終了 年月日	添付書類			
					契約書の写し又は請書の写	納品書の写	検収調書の写	設備及びその配置又は設置場所を明示する写真

- (注) 1 地方公共団体名、補助対象設備の種類、配置（設置）場所については、補助金交付調書の記載順に記載する。
 2 契約年月日欄は設備ごとに記載するものとするが、一括して契約した場合は1本にまとめて記載して差し支えない。
 3 添付書類の欄は、補助事業に関する契約書の写等が添付されているかを点検するものであり、添付されている場合には○印を、添付されていない場合には×印を附すること。

別記様式第10

	表	6.5 cm	面
←			→
↑	第 年 月 日発行 官 職 氏 名 年 月 日生		
9 cm	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第23条第2項の規定による検査員の証 年 月 日まで有効 総務大臣 （都道府県知事）		
↓			

備考 用紙は厚質白紙とする。

裏	面
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律 （昭和30年法律第179号）抜すい 第23条 各省各庁の長は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者等若しくは間接補助事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の職員はその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。 〔 第26条 （略） 2 国は、政令で定めるところにより、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行うこととすることができる。 〕	

（ ）内は都道府県知事が発行する場合